

大網白里市下水道マンホール蓋のデザインの使用に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大網白里市下水道マンホール蓋のデザイン（以下「デザイン」という。）を使用する際の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(デザイン)

第2条 デザインは、別図のとおりとする。

(権利の帰属)

第3条 デザインに関する著作権その他の知的財産権は、市に帰属する。

(使用の申請)

第4条 デザインを使用しようとする者は、あらかじめ大網白里市下水道マンホール蓋のデザイン使用承認申請書（別記第1号様式）に第3項に定める関係書類を添えて市長に提出し、その使用承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかに該当する場合は、市の使用承認を受けることなくデザインを使用することができる。

- (1) 個人で楽しむ範囲で使用するとき。
- (2) 市及び市職員が業務に関し使用するとき。
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。
- (4) 市が共催又は後援する事業に使用するとき。
- (5) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (6) 個人又は法人及び団体が非営利目的で市の情報及び魅力の発信又は地域活性化を目的として使用するとき。
- (7) その他市長が認めるとき。

3 第1項に規定する申請には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) デザイン使用についての企画書
- (2) デザインを使用しようとする物品等の見本又は写真若しくは画像データ
- (3) 法人及び団体にあつては、会社概要等申請者の事業内容が分かる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(使用承認)

第5条 市長は、前条の申請があった場合はその内容を審査の上、使用の可否を決定し、大網白里市下水道マンホール蓋のデザイン使用承認（不承認）通知書（別記第2号様式）（以下「通知書」という。）により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査において申請内容が次のいずれかに該当する場合は、これを承認しないものとする。
 - (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又は第三者に対してその誤解を与えるおそれがあるとき。
 - (3) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
 - (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (5) 市の品位を傷つけ、又は信用を失墜するおそれがあると認められるとき。
 - (6) その他市長が不適當であると認めるとき。
- 3 第1項の規定による使用承認には、条件を付することができる。

(使用料等)

第6条 デザインの使用料は、無償とする。

- 2 デザインの使用のために発生する費用は、第4条第2項の規定による目的によりデザインを使用する者及び前条第1項の規定によりデザインを使用する者（以下「使用者」という。）の負担とする。

(使用期間)

第7条 使用者がデザインを使用できる期間は、原則1年以内であって市長が定める期間とし、通知書に記載された期間とする。ただし、当該期間経過後であって使用者が作成した印刷物等に残余が生じた場合及び第4条第2項に規定する目的による使用の場合又はその他の理由により市長がやむを得ないと認める場合にあつては、この限りでない。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 通知書に記載された条件に従って適正に使用すること。

- (2) デザインは、定められた色、形等を正しく使用することとし、デザインの改変等を行って使用してはならない。ただし、単色での使用は認めるものとする。
- (3) 市からの適宜の求めにより、デザインの使用実態を報告すること。
- (4) 使用承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は貸与しないこと。
- (5) デザインに係る知的財産権の一切について新たに設定し、又は登録しないこと。
- (6) 第4条第3項第2号の規定により申請に添付した物品等の見本の完成品（以下「完成品」という。）について、完成後、速やかに市長に提出するものとする。ただし、完成品の提出が困難な場合は、完成品の写真又は画像データの提出をもって完成品の提出に代えるものとする。

（使用方法の変更）

第9条 使用者（第5条第1項の規定により使用承認を得た者に限る。以下この条及び次条において同じ。）は、使用承認を得た内容を変更してデザインを使用する場合は、大網白里市下水道マンホール蓋のデザイン使用変更届（別記第3号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により変更の申請があったときは、その内容を審査の上、変更の可否を決定し、大網白里市下水道マンホール蓋のデザイン使用変更承認（不承認）通知書（別記第4号様式）により使用者に通知するものとする。

（使用承認の取消し）

第10条 市長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、デザインの使用承認を取り消すとともに、大網白里市下水道マンホール蓋のデザイン使用承認取消通知書（別記第5号様式）により使用者にその旨を通知するものとする。

- (1) 第5条第2項の規定に抵触することとなったとき又は第8条の規定に違反していると認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。
- (3) デザインの使用により第三者に損害が発生し、又はそのおそれがあると

認められるとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 前項の規定によるデザインの使用承認の取消しにより使用者に損害が生じた場合であっても、市長はその責めを負わない。

3 第1項の規定により使用承認を取り消された使用者は、使用承認取消しの通知があった日以後、デザイン及び完成品を使用してはならないものとする。

(損害賠償)

第11条 前条第1項により使用承認を取り消された者は、これにより市及び第三者に損害を生じさせた場合は当該損害を賠償しなければならない。

(事故及び苦情の処理)

第12条 完成品について事故及び苦情が発生した場合は、使用者は速やかに市長に報告の上、使用者の責任により誠実かつ適切にこれを処理しなければならないものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別 図
公共下水道



農業集落排水



コミュニティ・プラント



別 記

第 1 号様式（第 4 条第 1 項）

大網白里市下水道マンホール蓋のデザイン使用承認申請書

年 月 日

大網白里市長 様

(申請者) 住 所
団体名等
氏 名
電話番号

大網白里市下水道マンホール蓋のデザインを使用したいので、大網白里市下水道マンホール蓋のデザインの使用に関する取扱要領第 4 条第 1 項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

使用する事業等	
事業目的・概要	※市の後援の有無 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し
デザインを使用するもの	※パンフレット、ラベル等
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
添付書類	デザインを使用する場所がわかる見本、イベントの実施要領等
備考	

第2号様式（第5条第1項）

下 第 号
年 月 日

様

大網白里市長

大網白里市下水道マンホール蓋のデザイン使用承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあったデザインの使用については、下記のとおり承認（不承認）としますので、大網白里市下水道マンホール蓋のデザインの使用に関する取扱要領第5条第1項の規定により通知します。

記

1 承認

使用する事業等	
デザインを使用するもの	※パンフレット、ラベル等
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
許可の条件	本通知及び大網白里市下水道マンホール蓋のデザインの使用に関する取扱要領の規定を遵守すること。
備考	

2 不承認

理由	
----	--

第3号様式（第9条第1項）

大網白里市下水道マンホール蓋のデザイン使用変更届

年 月 日

大網白里市長 様

(申請者) 住 所
団体名等
氏 名
電話番号

年 月 日付け下第 号で承認のあった大網白里市下水道マンホール蓋のデザインの使用について、下記のとおり承認内容を変更したいので、大網白里市下水道マンホール蓋のデザインの使用に関する取扱要領第9条第1項の規定により申請します。

記

使用する事業等		
変更内容	新	
	旧	
変更理由		

第4号様式（第9条第2項）

下 第 号
年 月 日

様

大網白里市長

大網白里市下水道マンホール蓋のデザイン使用変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった大網白里市下水道マンホール蓋のデザイン使用変更届については、下記のとおり承認（不承認）しますので、大網白里市下水道マンホール蓋のデザインの使用に関する取扱要領第9条第2項の規定により通知します。

記

1 承認

使用する事業等		
変更内容	新	
	旧	
備考		

2 不承認

理由	
----	--

第5号様式（第10条第1項）

下 第 号
年 月 日

様

大網白里市長

大網白里市下水道マンホール蓋のデザイン使用承認取消通知書

年 月 日付け下第 号で承認しました大網白里市下水道マンホール蓋のデザイン使用承認通知書については、下記のとおり使用承認を取り消します。大網白里市下水道マンホール蓋のデザインの使用に関する取扱要領第10条第1項の規定により通知します。

記

使用する事業等	
取消しの理由	